



## 総代について

### Question

ある組合の組合員ですが、今回、総代の選挙において初めて総代に選出され不安です。一体、総代とは何なのでしょう？

### Answer

組合員の数が多い組合では、総会の開催場所の確保や手続きが大変になる、またそれらに関連して費用が大きくなるなどの問題が生じ、総会の開催が困難になる場合があります。

そこで、組合員の総数が200名を超えることを基準として、総会に代わるべき総代会を設けることが定款の定めにより可能となります。

総代会を設けた場合、総代会の構成員となる総代を選挙にて選出することとなります。総代会は総会という組合の最高意思決定機関に代わるべきものですから、その構成員である総代に員外総代という概念はなく、必ず組合員でなければなりません。

そういったことから、総代は組合員の代表といえるのではないのでしょうか。ですので、単に一組合員としてではなく、組合の利益（全組合員の利益）のために意思決定に参画することが求められております。

総代会は総会に代わるものですから、総代は総会の権限に属するあらゆる事項（事業報告や計画の承認、定款変更など、通常、総会に諮るような事項）について総代会において議決します。ただし、組合の解散や合併、事業の全部譲渡などの重要な事項、その他定款で総会議決事項と規定した事項については、総代会で議決できません。議決にあたって、総代は組合員の代理ではないため、

他の組合員からの指示に従う必要や意思決定の結果について責任を負うことはないと考えられています。

もし諸事情により総代会に出席できない場合は、書面での意思表示（書面出席）や他の組合員に委任（代理議決）することができます。他の総代から委任を受ける場合もあるかもしれませんが、2人以上の総代を代理することはできませんのでご注意ください。

総代会にて語りたい事項が生じた場合は、総会招集の手続きを準用しますので、総代の5分の1以上の同意を得て総代会の開催を請求することとなります。

総代の任期については、3年以内において定款で定める期間とされていますので、定款が定める任期の確認をお願いいたします。総代は任期満了で退任しますし、任期途中で辞任することも可能です。その他、上記のとおり、総代は組合員でなければならぬため、組合員でなくなった時には総代でもなくなります。役員と異なり、組合員から総代のリコールを請求することはできないと考えられています。

最後に、組合員の代表というと責任を重く感じてしまうかもしれませんが、相互扶助の精神の基、組合の運営に携わっていくことには組合員であるときと変わりありません。あまり固く構えずに、任期を全うされるとよいのではないのでしょうか。